

■建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づく耐震診断結果の公表資料【防災拠点・避難所】(出雲市所管分)

	No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(※)の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
防 災 拠 点	1	出雲市役所平田行政センター	出雲市平田町951-1	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年度)	$I_s/I_{so}=0.84$ $C_{TU} \cdot S_D=0.589$	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	建替え	令和4年度に着手予定	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
	2	出雲市役所湖陵行政センター・湖陵コミュニティセンター	出雲市湖陵町二部1320	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{so}=1.26$ $C_{TU} \cdot S_D=0.42$	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)	—	—	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
	3	出雲市役所斐川行政センター 本館	出雲市斐川町荳原2172	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.51$ $C_{TU} \cdot S_D=0.42$	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	建替え	検討中	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
	4	出雲市役所斐川行政センター 西館	出雲市斐川町荳原2172	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.5$ $C_{TU} \cdot S_D=0.78$	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)	—	—	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
	5	出雲市役所斐川行政センター 旧議会棟	出雲市斐川町荳原2172	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.68$ $C_{TU} \cdot S_D=0.43$	II (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	除却	検討中	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
	6	出雲西消防署多伎分署	出雲市多伎町久村509	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{so}=1.05$ $C_{TU} \cdot S_D=0.64$	III (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)	—	—	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
避 難 所	7	佐田スポーツセンター	出雲市佐田町反辺1948-1	体育館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.12$ $q=0.48$	I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	検討中	検討中	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
	8	斐川文化会館	出雲市斐川町荳原2166-1	公会堂	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年度)	$I_s/I_{so}=0.36$ $C_{TU} \cdot S_D=0.068$	I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	除却	検討中	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
	9	斐川第2体育館	出雲市斐川町直江1231	体育館	屋内運動場等の耐震性能診断基準	$I_s=0.17$ $q=0.35$	I (地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	除却	検討中	$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$

※ 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。  
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じることや倒壊するおそれは少ないとされています。

耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価指標

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$ $1.25 < C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

注) 島根県建築物耐震改修促進計画(H29. 3)に記載されている「耐震診断とその結果の報告が義務付けされた建築物(表4-1-2)」のうち、『出雲市役所大社支所/大社消防署』については、出雲市役所大社支所の移転及び大社消防署の建替えが完了し、除却済であることから、指定が解除されています。